

第1部 総則

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の修正
- 第6節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、大分県における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、風水害や地震・津波等による自然災害と区別される災害の対応を明確化するものであり、「大分県地域防災計画」の「事故等災害対策編」として定める。国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域（特定事業所の区域に限る。）に係る事項については同法第31条により別途定める。なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

この計画で示した事故等災害項目は、以下のとおりである。

- 1) 道路災害
- 2) 鉄道災害
- 3) 航空機災害
- 4) 海上災害
- 5) 大規模な火災
- 6) 林野火災
- 7) 放射性物質事故
- 8) 危険物等災害
- 9) その他の災害

第3節 計画の理念

「県民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規程に基づき、特別の事情のないかぎり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については県民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 想定する事故等災害

事故等災害を想定するにあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

事故等災害の発生する形態については、単独で発生する場合、地震・津波や風水害等に
伴い同時に発生する場合及び大規模災害の対応に伴い二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家等への被害に加え、土砂の崩壊等により鉄道災害や道路災害等が同時に発生することが考えられる。地震発生時には、家屋の倒壊やタンスの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火災等が同時に発生することが考えられる。

また、航空機災害については、地震・津波、風水害又は事故等災害時に、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空機災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合も考えられる。

一地点での単独災害であれば、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（複数の災害、事故が同時に発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整又は体制の変更という課題が生じる。

このように、事故等災害でも単独災害、複合災害又は二次災害では災害対応の形態が異なることから、これを混合して複雑にとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定することとする。

第3章 防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

事故等災害対策編 第1部 総則
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

事故等災害に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「大分県地域防災計画 風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、本編の第5部「各種災害対策」の各章において定める。